

移転価格税制による 更正処分相次ぐ

制度調査部
齋藤 純

対象各社は異議申立てへ

【要約】

武田薬品工業に約 570 億円もの追徴課税が行われたのに続き、6月30日には、ソニー、マツダなどにも移転価格税制による更正処分が行われた。

2005 事務年度(2005 年 7 月～2006 年 6 月)における移転価格税制による更正所得金額は、これまでに明らかになったものだけでも 2004 事務年度(2004 年 7 月～2005 年 6 月)の数字を超えており、過去最高を記録することはほぼ確実である。

もっとも、更正処分を受けた各社は揃って処分を不服としており、異議申立てや相互協議申立てにより、処分の取消しや関係国の税務当局間での課税額の調整を求める方針を明らかにしている。

6月28日に、武田薬品工業に約 570 億円もの追徴課税が行われたのに続き、6月30日には、ソニー、ソニー・コンピュータエンタテインメント(以下、SCEI)、マツダ、三菱商事及び三井物産に対しても、移転価格税制による更正処分が行われた。

いずれも、海外のグループ企業等との取引に関連して、日本国内で申告すべき所得が国外に移転したことにより、日本での所得が過少になっているとの指摘を受けたものである。

図表 1 最近の移転価格税制に係る更正処分の主な事例

	企業名	更正所得金額	更正税額	処分の対象となつた取引期間
2004年6月	本田技研	254億円	約130億円	6年間
2005年3月	京セラ	243億円	約130億円	5年間
5月	日本金銭機械	34億円	約17億円	6年間
6月	ソニー	214億円	約45億円	5年間
6月	TDK	約213億円	約120億円	5年間
2006年6月	武田薬品工業	1,223億円	約570億円	6年間
6月	マツダ	約181億円	約76億円	1年間
6月	ソニー及びSCEI	744億円	約279億円	6年間 2
6月	三菱商事	50億円	約22億円	1年間 3
6月	三井物産	約49億円	約25億円	1年間 4

1 数字は各社公表資料等による。

2 ゲーム事業に関する取引への更正処分。CD及びDVDディスク事業に関する取引については2年間。

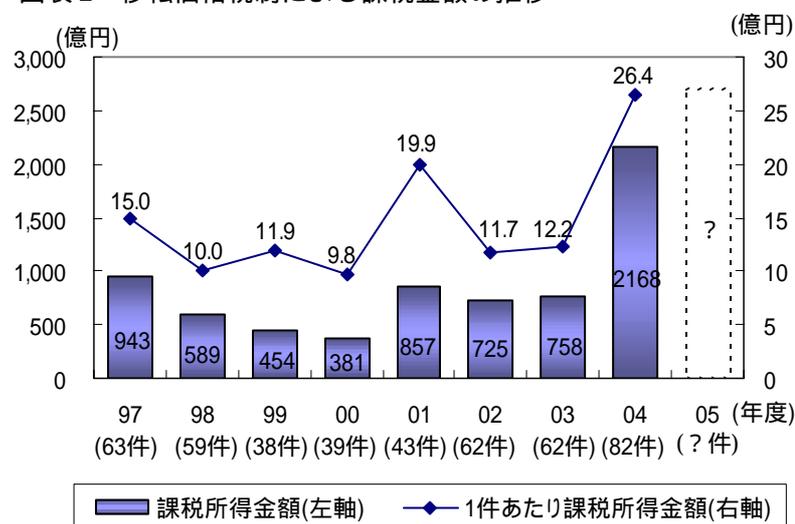
3 2000年3月期から2005年3月期の6事業年度のうち、更正処分の期限切れを迎える2000年3月期分についてのみ更正処分が行われたもの。三菱商事では、6事業年度分の移転価格税制による法人税額約234億円を、2006年3月期決算で見積計上している。

4 2000年3月期分に係る更正処分。なお、三井物産では、2000年3月期から2005年3月期の6事業年度について、東京国税局の調査を受けている旨を明らかにしている。

2005 事務年度の課税所得金額は過去最高に

2004 事務年度(2004 年 7 月～2005 年 6 月)の移転価格税制による課税所得金額は 2,168 億円であった。2005 事務年度(2005 年 7 月～2006 年 6 月)においては、これまでに明らかになったものだけでも 2004 事務年度の数字を超えており、過去最高を記録することはほぼ確実である。

図表 2 移転価格税制による課税金額の推移



(出所)国税庁資料を基に作成

武田薬品工業に対する更正所得金額が 1,000 億円を超えたのをはじめ、移転価格税制による更正処分では、更正所得金額が大きいケースが目立つ。更正所得金額が多額となる要因としては、国外関連者(国外の子会社など)との取引価格について税務当局から指摘を受けた場合、同種のグループ間取引全体にその影響が及ぶことや、国外関連者との取引価格に係る更正処分は、法定申告期限から 6 年間と、通常の更正処分の期限(法定申告期限から 3 年間(法人税に関する更正は 5 年間))よりも長くなっていることなどが影響しているものと考えられる。

各社、異議申立てへ

武田薬品工業をはじめ、今回更正処分を受けた 5 社(武田薬品工業、マツダ、ソニー(SCEI を含む)、三菱商事、三井物産)は、揃って処分を不服としており、異議申立てや相互協議申立てにより、処分の取消しや関係国の税務当局間での課税額の調整を求める方針を明らかにしている。

相互協議とは、国際的な二重課税が生じた場合に、関係国の税務当局同士が協議を行う、租税条約に基づく措置である。相互協議により税務当局間で合意に至った場合には、いずれかの課税当局が課税所得金額を減額することとなり、既に納付した税金が還付されることとなる。